

令和8年度採用困難職種向け特設サイト及び動画制作業務委託に係る仕様書

1 業務の名称

令和8年度採用困難職種向け特設サイト及び動画制作業務委託

2 概要

本県では、一部、採用困難な状況となっている職種*があり（以下「採用困難職種」という。）、県民サービスを維持するために有為な人材獲得に繋がる対策を講じることが喫緊の課題となっている。

採用困難職種の人材確保においては、国家公務員の他、近隣都県や政令指定都市含む地方公共団体との競争が激化している状況の中で、本県職員として働く魅力を求職者へ訴え、就職先の選択肢として選ばれることが重要である。

そこで、採用困難職種に向けた特設サイト及び動画を制作することで、公務員志望者に向け、前述の近隣都県等よりも本県の採用困難職種の魅力を視覚的・直感的にわかりやすい内容で明確化し、就職活動の際に本県職員として働くイメージを持つことを助長し、本県の採用困難職種への就職希望者の増加を狙う。

※ 直近の概ね3年間、採用予定者数を充足しなかった職種のこと。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 想定スケジュール

契約締結日	業務開始
契約締結日～9月30日	方向性すり合わせ期間
令和8年10月1日～1月25日	特設ページ及び動画作成期間
令和9年2月1日	特設ページ及び動画公開（予定）
令和9年3月31日	完了報告書提出期限

5 業務の内容

「2 概要」を踏まえ、以下(1)～(2)の業務を行うこととする。

(1) 採用困難職種向け特設サイトの企画・制作及び運用[企画提案事項]

求職者に対し本県の採用困難職種への就職の支援・促進となるよう、当採用困難職種に向けた特設サイト（以下「特設サイト」という。）の企画・制作を行う。

特設サイトは、2や5(1)イ、5(1)ウを踏まえ、5(1)アの職種を紹介することとし、ページトップはアイコンや動画を中心に構成し、短い単語・文章で情報をまとめるとともに、詳細の内容は遷移させた別の場所で見られるようにする等、閲覧する人の目を引き、興味を引く工夫を盛り込み提案すること。更に、スマートフォン等の表示画面で見ても画面崩れを起こさず見やすいデザインとすること。

ア 本業務の対象となる採用困難職種の詳細

土木、建築、電気、福祉、福祉（児童心理）、保健師、医師

イ 制作方針

- (ア) 求職者等が本県を就職先として選択するきっかけとなるよう、視覚的・直感的に本県職員として働く魅力が伝わる特設サイトとすること。また、公務員志望者を増やすためにデザイン・構成等を工夫すること。
- (イ) 公務員志望者以外にも興味を持ってもらえるような、本県職員採用の印象的なキャッチコピー及びコンセプトを、発注者と協議の上、作成すること。
- (ウ) モバイル端末（スマートフォンなど）で閲覧・操作しやすく、求職者等の興味を惹くデザインであること。なお、PCにおいても、閲覧・操作しやすいデザインとなるよう配慮すること。
- (エ) 必要とする情報に容易に到達できる構成とすること。
- (オ) サイトの検索順位向上やサイト内回遊性を向上させるためのSEO対策を提案し、適切な対策を講じること。更に、本事業の実施期間内において、各コンテンツ公開や追加の実施前後で比較した各指標の推移（サイト全体のUV/UU、閲覧タイミングの傾向、直帰率・離脱率、平均表示スピード、平均ページ/セッション、等）をモニタリングし、市場の嗜好・動向を把握し、情報発信や改善必要箇所については随時対応すること。さらに実施結果の効果検証を行うこと。

ウ 特設サイトのコンテンツ特設ページには以下のコンテンツを掲載することを想定する。

(ア) 採用困難職種の具体の業務内容・事業紹介

事業規模の大きさや仕事のやりがい伝わる具体の業務内容やビックプロジェクトの事業紹介を行う。なお、神奈川県人事委員会事務局が運営する「神奈川県職員採用案内 (<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/9111/index.html>)」ページで紹介されている職種紹介の項目・内容を踏まえ、より詳しい紹介を行うこと。

(イ) 職員インタビュー

採用困難職種の様々な分野において職員が活躍している様子が伝わるよう、職種毎に仕事の紹介するページを作成するものとする。対象職員を出演させることとし、土木職については3名（県土整備局・企業局・環境農政局の職員各1名）、電気職については2名（県土整備局・企業局の職員各1名）、それ以外の職種については職種毎に各1名（計10名程度）へのインタビューを行うものとする。取材対象の職員の選定は発注者において行うものとする。なお、「神奈川県職員採用案内」ページで紹介されている職員インタビューの項目・内容を踏まえ、重複感が無いよう留意すること。

(ウ) 5(2)において制作する動画を各職種の適した箇所に掲載し、そのページ上で直接動画再生できるよう埋め込みで掲載すること。

(エ) その他、求職者が本県職員を就職先として興味を持つきっかけになると考えられるコンテンツ（任意）

(オ) 発注者が、発注者において作成した動画等を掲載希望する場合は、原則対応することとし、そのページ上で直接動画再生できるよう埋め込みで掲載すること。

エ 制作要件

(ア) ウェブデザインの詳細については、発注者との協議により決定すること。

(イ) ウェブデザインの作成に当たっては「別紙1」に掲げる内容を遵守すること。

(ウ) 写真素材や掲載文等については、発注者と協議の上、原則として受注者が撮影・調達・作成

等を行い、用意するものとする。取材が必要な場合は受注者により実施するものとし、取材場所を対象となる職員の職場（神奈川県庁本庁機関や出先機関等）、または、事業現場において行うことを想定している。なお、詳細については発注者と協議の上決定すること。

オ 特設サイトの管理及び運営マニュアルについて

特設ページの公開以降、令和9年3月31日（水）まで運用することとする。

その後、ページの更新や修正は発注者が管理するものとする。ページの更新等を行うため、発注者が別途委託を行う場合、他の事業者が受注した際もページの更新等が容易になるよう配慮すること。また、受注者は更新等を行うための運営マニュアルを作成すること。

カ 納品期限

業務履行のために作成又は変更した情報をまとめた資料を発注者へ譲渡することとし、画像データをはじめとした全ての電子ファイルを提出すること。

(ア) 1回目

令和9年1月25日（月）

※発注者と協議の上、1回目の納品時に仕様書に定める各コンテンツを原則全て納品すること。

(イ) 2回目（最終）

令和9年3月31日（水）

※1回目納品後は、発注者と協議し、契約期間内にあつては更新を行うこと。

(2) 動画の企画・制作[企画提案事項]

受注者は、既存の職種紹介動画のコンセプトや構成等を踏まえた上で、発注者が提供する情報を基に、作成に係る全ての業務を行うものとする。

ア 制作方針及び制作要件

(ア) 求職者等が県を就職先として選択するきっかけとなるよう、視覚的・直感的に県職員として働く魅力が伝わる動画内容とし、各職種の業務内容や職場の雰囲気動画をより分かりやすく紹介・PRする。

(イ) 職種毎に各1本（計7本）作成することとし、以下のとおりの職種の割り振り、長さで動画を制作すること。

・土木、電気：1本あたり各15～20分程度

・建築、福祉、福祉（児童心理）、保健師、医師：1本あたり各10分程度

(ウ) 既存の職種紹介動画の内容、コンセプトや構成等とできるだけ重複の無い内容とすること。

(エ) サムネイルについては発注者の提供するテンプレートを使用して作成すること。

(オ) 制作に当たっては「別紙2」に掲げる内容を遵守すること。

イ 内容

動画は、次の事項を踏まえたものとし、原則職員の1日密着形式の内容とすることとするが、それ以外に2、5(2)アや5(2)ウを踏まえ、より効果的と考えられる内容がある場合にはそちらにすることも可能とする。

また、土木職については3名（県土整備局・企業局・環境農政局の職員各1名）、電気職については2名（県土整備局・企業局の職員各1名）、それ以外の職種については職種毎に各1名職員（計10

名程度) を出演させること。

【職種紹介】

※ 下記内容は動画1本毎に必ず盛り込むこと。

(ア) 職種の配属先や業務内容の紹介

職種毎に実際に働いている様子等を紹介する。

(イ) 職種インタビュー

職種毎に、県で働く魅力ややりがいなどをインタビューし、動画に盛り込むこと。

【働き方、ワーク・ライフ・バランスの紹介】

※ 下記内容は必ず動画1本毎に盛り込まれている必要はなく、制作する動画のうちのいずれかで盛り込まれていればよい。

(ウ) 職場(県庁庁舎等)や職場周辺の紹介

実際に働く現場の雰囲気分かるように、庁舎の外観や内観、庁舎周辺の雰囲気を映像で紹介する。

(エ) テレワークの推進

1人1台モバイルパソコンが配備され、リモートワークがしやすい環境が整備されていることを紹介する。なお、職種インタビューの中で紹介しても差し支えない。

(オ) 仕事とプライベートの両立

仕事が終わった後のプライベートを過ごす様子、休暇制度の紹介、実際に制度を利用して子育てや介護をしている職員を紹介する。なお、職種インタビューの中で紹介しても差し支えない。

ウ 動画のイメージ

(ア) 職種毎の魅力・やりがいなどをアピールするもので、活気や情熱が感じられるものとし、インタビューを交えながら、テンポよく、映像で視覚的に強く訴求できるようにすること。

※ 一部、本県文化スポーツ観光局が所有している県内の観光地に関する映像を使用することもできる。借用映像を使用する場合の手続きは、受注者において行うこと。

(イ) 職種毎に広域自治体として、市町村を支えながら、スケールの大きな事業にも挑戦できることや、堅い仕事の印象を払拭する内容とし、国、県、市町村の中でも、県職員を選択する意欲が湧くものとする。

(ウ) 公務員志望者をはじめ、民間企業志望者や進路検討中の者など、より多くの人に本県の仕事内容や魅力等が発信できる内容であること。

(エ) 必要に応じて、ドローンなど、映像制作をするための最新機材や映像技術を活用するなど、魅力的な映像に仕上げる。なお、必要な映像・音楽等については原則すべて受託者が用意すること。用意した映像や音楽については適宜発注者に確認を取ること。

(オ) 複数年使用可能なものとする。

エ 出演職員との調整

発注者が指定する出演職員と撮影当日のスケジュールやロケ地等について事前に調整を行うこと。受注者の判断によりエキストラ等を使用することも可能。(その場合、エキストラ等への報酬は委託料に含めること。)

オ 現場ロケーション

作成に当たっては、発注者と調整の上、ロケ地を決定すること。各出演職員の所属する事務所や作業現場等で、業務内容がイメージできる映像の撮影を行うこと。

カ 脚本の作成

5 (2) ア (ア)～(オ)に基づき、動画の撮影を行う前に全体の流れを示した脚本を作成し、発注者への確認及び適宜調整の上、内容を確定させること。脚本を作成する際は、動画の視聴者にとって、分かりやすい内容とすること。

キ 撮影

- (ア) 撮影する動画の解像度は4 Kとする。
- (イ) 出演者の人選は発注者が行い、打合せ、撮影日時等の調整は受注者において行うこと。
- (ウ) 新規撮影を原則とするが、一部、発注者が所有している映像や借用映像を使用することもできる。借用映像を使用する場合の手続等は受注者において行うこと。
- (エ) 職員以外に出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きは受注者において行うこと。
- (オ) 撮影した素材については、発注者が職員採用活動において使用することを予定しているため、受注者はこのことを了解し、撮影（借用映像を使用する場合を含む。）を行うこと。

ク 編集

(ア) 制作物

- ① ウェブサイト用動画
- ② サムネイル 規格等

(イ) 規格

ウェブサイトに掲載する動画を作成すること。

（参考）職員採用ホームページの URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/9111/index.html>

項目	ウェブサイト用動画
動画尺	5 (2) ア (イ) のとおり
画面縦横比	16 : 9
解像度	4 K
カラー	フルカラー

(ウ) ナレーション、音楽

内容にあわせてナレーションや効果音やBGM、を適宜入れること。

効果音やBGM用等の音楽素材の使用については、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受注者において行うこと。

(エ) タイトル

動画の内容にふさわしいタイトルをつけること。

(オ) 字幕の作成

Youtube で字幕を表示できるように、字幕データ（srt形式等）を作成すること。

(カ) 「かなチャンTV」のチャンネル登録促進ムービーの使用

県の動画は原則「かなチャン TV」に掲載するため、発注者が提供する「かなチャン TV チャンネル登録促進ムービー」（5秒程度）を動画の最後に挿入すること。

ケ 成果物及びファイル形式

【成果物】

(ア) ウェブアップロード用

4K形式の映像データ及びモバイル等での使用を想定し軽量化した映像データ、その他作品に使用した全データを電子データにより提出すること。提出方法については、ファイルのサイズに応じて、別途協議の上、決定するものとする。

(イ) 映像マスターデータ一式

【ファイル形式】

(ウ) 動画データ：mp4形式

(エ) サムネイル：jpeg形式又はpng形式

(オ) 撮影データ：撮影元データと全撮影データのmp4形式

(カ) 映像を構成する個々の素材データ：mp3、JPG、PDF形式等

(キ) 字幕データ：srt形式等

(ク) 編集データ：prproj形式等（編集機材による）

(ケ) その他受注者が独自に収集した素材データ：任意

コ 納品期限

令和9年1月25日（月）

6 広報について[企画提案事項]

特設サイト及び動画について、より多くの求職者等に閲覧されるよう、公開後（令和9年2月1日（月）予定）から令和9年3月15日（月）までの間、効果的な広報を提案し、行うこと。

また、広報の結果として、閲覧数、エンゲージメント率等の把握可能な指標をもとに効果検証を行うこと。

7 閲覧数の可視化設定について

特設サイト及び動画について、それぞれ発注者において任意のタイミングで、その時点での閲覧数が見られるようにすること。

8 実施体制

本委託業務の実施にあたっては、責任者、連絡窓口担当者を明確にし、業務が円滑に実施できる人員・体制を確保すること。

9 その他留意事項

(1) 再委託の禁止

業務遂行に関しては、原則再委託を行わないこと。

また、再委託が必要な場合は事前に必要事項（再委託をしようとする業務の範囲、再委託（予定先）

の名称、住所、再委託が必要な理由) を記載した文書を発注者に提出し、その承諾を得ること。

(2) 制作物に関する権利の帰属

ア 本委託業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

イ 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)は、発注者に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は受注者が負うものとする。

ウ 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来に渡り行使しないこと。また、受注者は本作品の制作に関与した者に対して著作権を主張せず、著作者人格権について行使しないものとする。

エ 本委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。

オ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。

(3) 留意事項

ア 受注者は、契約期間中、主たる担当者(発注者との連絡構成担当者)を置くこと。

イ 受注者は、業務を進めるに当たり、発注者と緊密に連携し、詳細な協議を行い、その記録を発注者に共有し、作業を進めること。この場合に、疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。

ウ 受注者は、発注者の求めに従い、逐次、進捗状況の報告や中間成果物の提供を行うこと。

エ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償等が生じた時は、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

オ 発注者は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、放送等)することができることとする。

カ 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受注者は速やかに訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

キ この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事故や細部の業務内容については、その都度受注者は発注者と協議を行うこと。

ク 本業務の実施において個人情報等を扱うに当たっては、契約書別添特記事項を守らなければならない。

(4) 打合せ等への同席

発注者において打合せや幹部調整等を行う際において、必要に応じて同席を求めることがあるので、可能な限り本事業担当者1名以上同席させること。また、場合によっては適宜発注者に代わり説明やプレゼンテーションを行うこととする。(なお、同席にあたり発生する旅費等の費用については、委託料に含めること。)